

とくしま公衆無線LAN推進協議会設置規約

(設置)

第1条 県、市町村及び民間企業・団体等が連携し、県内における公衆無線LANサービスエリアの拡大・普及を図るため、「とくしま公衆無線LAN推進協議会」(以下、「協議会」という。)を設置する。

(業務)

第2条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事務を行う。

- (1) 公衆無線LANサービスエリアの全県的な拡大に関すること
- (2) 公衆無線LANサービスエリアの積極的な周知に関すること
- (3) その他公衆無線LANサービスに関する必要な事項に関すること

(会員)

第3条 協議会の会員は、本協議会の趣旨に賛同し、公衆無線LAN整備等に自ら取り組む団体等とする。

(役員)

第4条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 1名
- 2 会長は、徳島県政策創造部地方創生局長をもって充てる。
- 3 会長は会員の中から、副会長を指名する。

(役員職務)

第5条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。

(組織)

第6条 協議会に、「とくしま公衆無線LAN拡大専門部会」(以下、「部会」という。)を置くことができる。

(部会)

第7条 部会は、会員のうち、公衆無線LAN整備に先導的に取り組む者または、今後積極的に拡大に向けて協力する者をもって構成し、構成員は会長が指名する。

- 2 会長は、部会を招集し、これを主宰する。
- 3 会長は、構成員のほか、必要に応じて部会に関係者を参加させることができる。

第8条 部会は、次に掲げる事項を取りまとめ、会員に提案する。

- (1) 公衆無線LAN導入に向けた課題の解決方策
- (2) 公衆無線LAN導入における設置手法
- (3) 公衆無線LAN設置施設の効果的な周知方法

2 会員は、部会の提案に対して、公衆無線LANサービスエリアの拡大に向け、協力する。

(事務局)

第9条 協議会の事務は、徳島県政策創造部地方創生局において処理する。

(協議会の解散)

第10条 協議会は、目的が達成されたとき、あるいは存続の必要性がなくなったときに解散する。

(その他)

第11条 この規約に定めるものの他、協議会の運営について必要な事項は会長が定める。

附 則

この規約は、平成23年12月27日から施行する。

附 則

この規約は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成27年5月1日から施行する。

附 則

この規約は、令和4年4月1日から施行する。